

# 令和元年 10 月から 幼児教育・保育の無償化がスタートします

## ○岐阜県等に届出をした認可外保育施設が対象です。

本年10月1日から始まる幼児教育・保育の無償化は、届出をした認可外保育施設が対象となります。未届出の施設や、今後新たに設置を予定している施設がありましたら、9月30日（月）までに届出をお願いします。

※認可外保育施設の所在する市町村を管轄する県事務所福祉課に届出願います。

※岐阜市にある施設は、岐阜市役所（TEL:058-265-4141）にお問い合わせください。

### 届出の方法

岐阜県ホームページから届出の様式をダウンロードしていただくか、次の  
問い合わせ先にご連絡ください。届出にあたっては、届出様式のほか、従事者  
の資格証（保育士証等）、施設平面図などを添付いただく必要があります。

届出いただいた後は、児童福祉法等に基づき、立入調査が実施されるほか届出  
事項に変更があった場合など、各種届出が必要となります。

※調書や届出書類等は、岐阜県のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kekkon/kosodate/11236/ninnkagaitodokede.html>

## ○届出先・問い合わせ先

### ■岐阜地域福祉事務所福祉課 (TEL:058-272-8287)

各務原市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡（岐南町、笠松町）、本巣郡（北方町）に所在する施設

### ■西濃県事務所福祉課 (TEL:0584-73-1111 内線 234)

大垣市、海津市、養老郡（養老町）、不破郡（垂井町、関ヶ原町）、安八郡（神戸町、輪之内町、安八町）に所在する施設

### ■揖斐県事務所福祉課 (TEL:0585-23-1111 内線 241)

揖斐郡（揖斐川町、大野町、池田町）に所在する施設

### ■可茂県事務所福祉課 (TEL : 0574-25-3111 内線 243)

美濃加茂市、可児市、可児郡（御嵩町）、加茂郡（坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村）に所在する施設

### ■中濃県事務所福祉課 (TEL:0575-33-4011 内線 258)

関市、美濃市、郡上市に所在する施設

### ■東濃県事務所福祉課 (TEL:0572-23-1111 内線 272)

多治見市、瑞浪市、土岐市に所在する施設

### ■恵那県事務所福祉課 (TEL:0573-26-1111 内線 227)

中津川市、恵那市に所在する施設

### ■飛騨県事務所福祉課 (TEL:0577-33-1111 内線 274)

高山市、飛騨市、下呂市、大野郡（白川村）に所在する施設

## 参 考

# 認可外保育施設の幼児教育・保育の無償化について

今年10月に改正子ども・子育て支援法等が施行され、支給要件を満たした子どもの施設の利用に要する費用を支給する施設等利用給付が創設されるなど、幼児教育・保育の無償化（以下「無償化」という。）が実施されます。これに伴い児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2第1項に規定される認可外保育施設についても、無償化の対象となる場合があることから、下記についてご留意ください。

## 記

### 1 無償化の対象となる認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く。）について

- ・法に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすもので、施設の所在する市町村の確認を受けたもの
- ・ただし、令和元年10月より5年間は法に基づく届出のみで足りる経過措置あり（市町村の確認は必要）
- ・さらに、市町村が条例により基準を定める場合は経過措置の短縮等可能

### 2 無償化の対象者について

- ・3～5歳の市町村で施設等利用給付の認定を受けた者（保育の必要性のある者）
- ・0～2歳の市町村で施設等利用給付の認定を受けた者（保育の必要性のある者）で市町村民税非課税世帯の者

### 3 無償化の支給対象とならない費用について

次に掲げる費用（以下「特定費用」という。）は、施設等利用費の支給対象とならないため、利用料とは区別すること。

- ・日用品、文房具その他必要な物品の購入に要する費用
- ・行事への参加に要する費用
- ・食事の提供に要する費用
- ・通園送迎費など当該施設又は事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 など

### 4 留意事項

#### （1）確認申請等

所在市町村が条例により基準を定めていないかを確認のうえ、確認申請等必要書類を提出し、施設を開所する日（既に開所している場合は9月末）までに確認を受けること。

#### （2）保護者への周知

無償化の対象となるためには、居住市町村の認定を受ける必要があるため、施設を利用する日（既に利用している場合は9月末）までに認定が受けられるよう周知すること。

### **(3) 企業主導型保育事業について**

企業主導型保育事業については、無償化の対象にはなるが、運営費助成金にて対応され、利用児童は施設等利用給付を受けることはできないため、確認申請は不要であること。

無償化の対象とならない費用については他の認可外保育施設と同様であること。

児童の居住市町村へ利用状態（開始、終了）を報告する必要があること。

### **(4) 確認申請や施設等利用費支払い等の基本的な流れ**

具体的な手続等の流れについては、所在市町村へ問い合わせること。

### **(5) その他**

#### **① 新たに法に基づく届出の対象となった事業所内保育施設の届出について**

児童福祉法施行規則改正により、これまで岐阜県認可外保育施設指導監督要綱（以下「県要綱」という。）により県へ届出を行う取扱いとしていた認可外の事業所内保育施設について、児童福祉法に基づく届出の対象となったが、既に県要綱により届出の済んでいる施設については、再度の届出は不要であること。

#### **② 利用料等の変更に関する保護者への情報提供について**

平成 31 年 4 月 1 日より、サービスの内容や利用料等に加えて、これらに変更を生じた場合は、直近の変更内容及び理由を掲示することとなったこと。理由のない保育料の引き上げはあってはならないとされている中で、保育料の引き上げに対する保護者の正しい理解に資するため、掲示のみならず、保護者に通知及び直接の説明を行うことが必要であること。

#### **③ 交付済の認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書について**

県が実施する立入調査の結果、基準に適合するとして県が交付した認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）については、次回行われる立入調査まで有効であること。

また、令和元年 7 月 1 日より新たに届出対象となった事業所内保育施設については、交付済の証明書に消費税非課税措置の対象とならない旨が記載されているが、同日より法の規定による届出施設となったことから、消費税法施行令第 14 条の 3 第 1 号の規定に基づき、1 日に保育する乳幼児の数が 6 人以上の施設の利用料にかかる消費税は非課税となること。

#### **④ 領収証及び支援提供証明書の交付について**

保護者から特定費用の支払いを受ける場合は、保護者に説明を行い同意を得るとともに、利用料及び特定費用について領収証（利用料と特定費用を区分して記載）を交付すること。また、保護者に対し、領収証交付にかかる利用日、時間帯、支援内容等を記載した支援提供証明書を交付すること。